

筑前町放課後児童健全育成事業業務委託公募型プロポーザルに係る質問及び回答について

質問 1	プロポーザル実施要領 3. 参加資格について (1) 令和 7 年 4 月 1 日現在、3 年以上学童保育所の運営又は受託実績があること。とありますが、様式 7 の自治体主体の学童保育所運営実績と同様にグループ会社の受託実績でよろしいでしょうか。
回答	お見込みのとおりです。
質問 2	(様式 7) 企画提案書 2 営業所 運営管理を行う支店との認識でよろしいでしょうか。
回答	お見込みのとおりです。
質問 3	(様式 7) 企画提案書 3 イ 契約内容 単年契約で 3 年間の運営を行っている場合には、それぞれの年度での記載となりますか、3 年間をまとめての記載で良いでしょうか。
回答	単年契約の場合は、年度ごとにご記載ください。
質問 4	(様式 7) 企画提案書 4. 放課後児童健全育成事業業務について 全ての設問内容に対してパワーポイント等にて作成しても良いでしょうか。
回答	原則として、様式 7 企画提案書の様式を使用してください。 二次選考で企画提案書の内容を説明するためにパワーポイントを使用することは可能です。なお、パワーポイントを使用する場合は、資料の準備をお願いします。
質問 5	(様式 8) 業務委託見積書 特別な支援を要する児童の見積金額は令和 8 年度分としての見積で良いでしょうか。
回答	お見込みのとおりです。
質問 6	仕様書 4 学童名及び施設規模 各学童保育所の令和 7 年度の医療的ケア児の月別登録児童数および令和 8 年度の見込み数をご教示ください。
回答	現在、医療的ケア対象児童は在籍していません。現時点では、令和 8 年度も同様に見込んでいます。
質問 7	仕様書 11 (2) 費用負担 職員が通勤に自家用車を使用する場合に使用できる駐車場はありますか。
回答	はい。駐車場はございます。
質問 8	現地見学について 現地施設を見学させていただくことは可能でしょうか。
回答	事前に事務局までご希望日をご連絡いただければ可能です。

	ただし、平日で児童の利用がない時間帯での見学となります。
質問 9	実施要領 1 ページ 各クラブの定員に対する実利用人数について、平日・土曜日・長期休暇・延長保育それぞれの平均人数をご教示ください。
回答	令和 6 年度の各学童クラブの実績は下記のとおりです。 【平日利用平均人数】 みわっ子 SUN²クラブ第 1 学童→73 名 みわっ子 SUN²クラブ第 2 学童→53 名 のびのびクラブ第 1 学童→75 名 のびのびクラブ第 2 学童→23 名 すくすくクラブ第 1 学童→62 名 すくすくクラブ第 2 学童→13 名 すくすくクラブ第 3 学童→9 名 みなみにこにこクラブ→13 名 【土曜日利用平均人数】 みわっ子 SUN²クラブ第 1 学童→40 名 のびのびクラブ第 1 学童→42 名 すくすくクラブ第 1 学童→37 名 ※土曜日は児童数が少ないため、基本的に第 1 学童のみで保育しています。 【長期休暇（夏季休暇）利用平均人数】 みわっ子 SUN²クラブ第 1 学童→73 名 みわっ子 SUN²クラブ第 2 学童→57 名 のびのびクラブ第 1 学童→84 名 のびのびクラブ第 2 学童→26 名 すくすくクラブ第 1 学童→66 名 すくすくクラブ第 2 学童→14 名 すくすくクラブ第 3 学童→8 名 みなみにこにこクラブ→13 名 【延長保育について】 当町学童保育では延長保育は実施していません。閉所時間までにお迎えが間に合わず延長となってしまった児童は月に約 3～5 名で、午後 7 時までにはお迎えが 있습니다。
質問 10	実施要領 3 ページ（3）開所時間

	午後 6 時 30 分までの時間は通常保育時間と理解してよろしいですか。延長保育の実施があればその時間と延長保育料をご教示ください。
回答	お見込みのとおりです。 当町学童保育では、延長保育は実施していません。保護者のお迎えが午後 6 時 30 分を過ぎる場合は 15 分 250 円の保育料を徴収しています。
質問 11	実施要領 8 ページ 17 契約について (6) 特別な配慮を要する児童の基準をお教示ください。また、現在対象となる児童は何名登録されていますか。
回答	原則として、原契約の範囲内で対応いただくことを想定しています。 ただし、支援員の加配については、児童の状況に応じて委託事業者決定後に別途協議します。
質問 12	実施要領 9 ページ 18 その他・留意事項 全ての提出書類への押印について、委任状を提出していても印鑑証明書の印鑑と同じものが必要でしょうか。その場合、申請事業者名と印鑑に相違が生じる場合があります。
回答	委任状を提出する委任者の印鑑は、印鑑証明書の印鑑と一致している必要があります。その他の書類については、受任者の印鑑で申請してもらうことになります。
質問 13	仕様書 3 ページ (2) 保護者対応② 保育料とおやつ代は合算して徴収してよろしいですか。また、領収書はどのような場合に発行することを想定されていますか。
回答	お見込みのとおりです。合算して徴収していただいてもかまいません。 領収書については、委託事業者決定後に協議させていただきたいと考えています。
質問 14	仕様書 3 ページ (2) 保護者対応⑥ 保護者会の運営について、現在はどのような運営支援をされていますか。
回答	現在、委託事業者によって保護者会の有無が異なっています。 令和 8 年度以降の保護者会については、委託事業者決定後に協議させていただきたいと考えています。
質問 15	仕様書 5 ページ 8. 職員について (1) ① 現在の職員の賃金体系についてご教示ください。
回答	人件費については、事業者によって異なるものと思われるため、回答は差し控えさせていただきます。
質問 16	仕様書 5 ページ 8. 職員について (2) 現状、各ユニットにおける平日・土曜日・長期休暇の常時配置人数をご教示ください。

回答	仕様書の通りです。 1ユニットに最低2人の支援員配置となっています。(加配は含まない。)
質問 17	仕様書 6 ページ (6) 主任及び副主任 配置単位を具体的にご教示ください。(第1学童に主任と副主任、第2学童にも主任と副主任など)
回答	当町としては、第1学童に主任1人は必ず配置することを考えています。
質問 18	仕様書 7 ページ (2) 費用負担 【水道光熱費、上下水道費】【固定電話代】について事業者負担となる項目の前年度実績(各児童クラブ分)をご教示ください。
回答	令和6年度の各学童クラブの実績は下記のとおりです。 【下水道代】 みわっ子 SUN²クラブ第1学童→52,194 円 みわっ子 SUN²クラブ第2学童→なし のびのびクラブ第1学童→54,380 円 のびのびクラブ第2学童→15,028 円 すくすくクラブ→49,023 円 みなみにこにこクラブ→なし 【電気代】 みわっ子 SUN²クラブ第1学童→389,486 円 みわっ子 SUN²クラブ第2学童→なし のびのびクラブ第1学童→382,318 円 のびのびクラブ第2学童→104,071 円 すくすくクラブ→337,446 円 みなみにこにこクラブ→なし 【電話代】※固定電話 みわっ子 SUN²クラブ第1学童→46,421 円 のびのびクラブ第1学童→45,119 円 【電話代】※携帯電話 みわっ子 SUN²クラブ第2学童→39,437 円 のびのびクラブ第2学童→38,071 円 すくすくクラブ→88,710 円(固定電話代含む) みなみにこにこクラブ→29,156 円 【外灯代】 みわっ子 SUN²クラブ第1学童→16,362 円

質問 19	仕様書 7 ページ (2) 費用負担 AED の設置について、貴市が求める機種や仕様はありますか。
回答	特にありません。
質問 20	企画提案書 4. 放課後児童健全育成事業について 貴市の様式内容とおりに設問内容を網羅していれば別様式での提出が認められますか。
回答	別様式の提出は認めておりません。本様式での提出のみ受付けます。
質問 21	その他 キャリアアップ処遇改善事業は実施されていますか。
回答	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額 9,000 円相当賃金改善) のみ実施しています。
質問 22	その他 各ユニットにおける令和 6 年度の開所日数についてご教示ください。
回答	令和 6 年度の各ユニットの開所日数は下記のとおりです。 みわっ子 SUN ² クラブ A (第 1 学童ユニット 1) →286 日 みわっ子 SUN ² クラブ B (第 1 学童ユニット 2) →237 日 みわっ子 SUN ² クラブ C (第 2 学童ユニット 1) →237 日 みわっ子 SUN ² クラブ D (第 2 学童ユニット 2) →237 日 のびのびクラブ A (第 1 学童ユニット 1) →287 日 のびのびクラブ B (第 1 学童ユニット 2) →234 日 のびのびクラブ C (第 2 学童) →234 日 すくすくクラブ A (第 1 学童ユニット 1) →288 日 すくすくクラブ B (第 1 学童ユニット 2) →242 日 すくすくクラブ C (第 2 学童) →242 日 すくすくクラブ D (第 3 学童) →242 日 みなみにこにこクラブ→288 日